

平成20年 7月28日
事務局：教育支援課

武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会（第2回）議事録

- 日 時 平成20年6月30日（月曜日） 午後6時30分から午後8時30分まで
- 場 所 武蔵野総合体育館 大会議室
- 出席者 前川委員、橋本委員、古賀委員、國松委員、田中委員、熊井委員、
中本委員、永井委員、中野委員、山田委員、伊藤委員、鈴木委員、
吉原委員、

1 開 会

2 議 事

（1）議事録の確認

【事務局】すでに事務局より議事録を送付しているが、本日再度確認いただきたい。異議がないようなら、HPに掲載したい。

【委員長】異議はありませんか。

〔異議なし〕

【委員長】異議がないようなので次の議題に入ります。

（2）保護者等への一層の理解啓発について

【委員長】まず初めに、幾つか資料を添付していただいております。協議資料としてお手元にありますが、こちらを事務局のほうから簡単に説明してもらいます。

〔事務局説明〕

【委員長】ありがとうございます。それでは、保護者の立場から、実際、現状としては、この間も教えていただきましたけれども、本当はもっとどういうことを知りたいのか、その辺をぜひ聞かせていただけたらと思います。お願いいたします。

【委員】中学校ですと、保護者の方たちがお忙しかったりとかして、学校に足を運ぶ機会とかも少ないのが現状なんです、その中で何が知りたいかという、教室内において発達に課題がある子たちがいるという事実を知らないということがまずあると思います。だから、クラスにはそういう子供がいるということをまず教えていただけたらというのが1

つ。それによって教室でどういう事態になっているかという現状を教えてくださいとありがたいかなと思います。

数年前、それがそうかわからないんですけれども、座ってられないような子供たちがいるということが一時期問題になっていたこととかがありまして、それがこういうことに結びついている子供なのか、そういうことが実際、情報としてわかれば、そういう見方も一面としてできると思うので、まず現状を知りたいという気がいたします。

【委員長】なかなかその現状というものが一般の保護者の耳に届かない。何かがあつてから、そうだったのかと気づくようなのが現状でしょうか。

【委員】そうですね。それであると、障害というのではなくて、普通の保護者としては、勉強がちゃんと成り立つとか、学習面のほうの心配が多いかなと思います。

【委員長】情報としてわかっていれば少し違うのではないかとおっしゃっていて、具体的には、ほんとうに一般の保護者として情報を知ると、どういう点が変わってくるというふうにお感じになるのか教えてくださいますか。

【委員】そういうことがその子にあるということがわかれば、その子に対して、学校とか周りの子供たちの対応の仕方、そういうのを子供に対して助言できるのではないのでしょうか。

【委員長】親として助言ができる。

【委員】そういうこともできるのかなという気がします。

【委員長】そういうことによって、自分の子供に何らかの助言ができるかもしれないという部分がある。

【委員】一番は、やはりそばにいる子供たち同士の理解というのが大事だと思います。中学生ぐらいになると、かなり自分の意思も出てきていますので、そういうところで、まず自分の周りにいるということを子供が認識して、対応してくれるのが一番いいのかなと思います。

【委員長】そういう意味でも、親としても子供が認識するのを、自分たち親が知ることによって助けられるかもしれない、サポートすることができるかもしれない。

【委員】そういう状況が起きたときに、先生たちにも、そういうときの対応はどうしているのかという形でお話を伺うこともできるかもしれないと思います。

【委員長】まずはとにかくそういう事実を共有できるようにしてほしいこと。親としては、すごく正直に、すごくシンプルに、教室の中での環境、学習環境ということが気に

なるということがある。

【委員】 そうですね。

【委員長】 情報があることによって、親としては、自分の子供がそういう子たちを理解したり対処したりすることを親の立場としてサポートできるかもしれない。

【委員】 同じような名前がついていても違う対応の仕方というんですか、どういう反応があるかというのは違うと思いますが、それを周りの子たちに負担にならないような形でうまく学校生活を送ればいいのではないかと思います。ただ、やみくもに我慢していなさいとかではないと思います。

【委員長】 ありがとうございます。幾つか現場のほうの先生からも確認したいことが出てきました、まずはもう1人、保護者の立場から聞かせていただきたいと思います。

【委員】 乳幼児健診についてですが、乳幼児健診に行くと、すごく不安な部分もあり、もしかしたらこれは大変なのかもしれないというような言い方をされるお医者様がいらして、お母さんの不安を取り除いてくれる人がどこにもいないのだというのを感じていました。そのときに、子供のことも心配、でも、お母さんの心配なところを、どこか相談相手があったり、受けとめるカウンセラーの人がそこに一緒にいてくれたりしたら随分違ったと思います。幼稚園で一緒だった方も、3歳児健診ですごくつらいことを先生に言われたというって涙を流していたりしていたので、一番不安なのはお母さん、親御さんだと思うので、その不安な気持ちをどこか相談できる窓口があったり、カウンセラーの人がいたりしたら良いのではとずっと感じていました。

【委員長】 今健診には、一応武蔵野市は心理の先生というのはいらっしゃるのですか。心理の先生は私もかかわったことがあって、別なところではドクターと心理が並んでやっているんですが、武蔵野市ではいかがでしょうか。

【委員】 入っています。

【委員長】 心理の先生もそばにはいらっしゃる。ただ、今お母さんがおっしゃったように、宣告されたといいますか、親にとっては宣告のような感じですよ。そのことをフォローするような形での流れにはなっていないで、心理は心理の専門家で発達検査をしている体制でしょうか。

【委員】 現場でも議論していますが、健診は行いますが、なかなかその後のフォローとが、今のお母さん方のお気持ちも含めて、そういったフォロー体制がどうも十分でないという認識がありまして、非常に大きな課題であると考えております。

【委員長】1つすごくはっきり見えてきましたよね。フォローということの大事さがあります。できるだけその場でのフォローすることが大事だと思います。

【委員】1歳6カ月とか3歳児健診では、断言はできないこともたくさんあると思うので、ちょっと不安を取り除いてもらえるような、だれかそういう人がいたら全然違うと思います。

【委員長】今お二人から出していただいたことは、実はどちらもあることを知ることについてです。1つは、知ることによって安心感を得ると。一般の保護者としては、情報を子供経由でしか与えられないということにすごく不安になるわけです。その場合には、知ることによって安心を得たいと思う。一方で、健診等で事実を知らされるわけですが、その知るということにすごく不安になるわけです。できたらそれは回避したいと思う。同じ情報を知ることが、一方においてはものすごく安心感を与え、一方においてはものすごく同じ保護者に不安感を与えます。私は今、とても大事なことをおっしゃってくれているような気がして、この辺を少し、何でこう分かれるのかというところを理解していきたいと思います。何で一方では情報が与えられることで不安になり、何で一方では、情報を与えられることで安心になる、だから情報を教えてほしいと思う。単なる情報の内容だけとか、立場が違うだけではないと思いますので、ここの辺のところを考えていきたいと思います。

学校側の先生に——実は私も学校にいろいろ絡んでいて、昨今、個人情報のさまざまな保護ということで、ほんとうに個人の情報を共有することの難しさというのを現場で抱えていて、さまざまな支援をするときの情報共有というのは重要であります、そこがなかなかできにくいと思います。

親御さんが情報を知りたいと思ったときに、担任の先生なり、学校の先生方が、クラスの中での、あるいは学校の中での個人の情報の開示と共有をめぐって何が難しいのか、そのあたりをお教え願えますでしょうか。

【委員】本校では、外部の機関にかかわってもらって子供のケース会議等を行う場合、これは当該児童生徒の保護者のご了解をいただいて、こういう内容で、どこそこの大学の何とかという先生に来てもらって、おたくのお子さんについて話し合います。ついては、ケース資料として、いろいろ現状等をお出ししますが、大丈夫でしょうか。大抵の保護者の方は、わかりましたと言ってご協力いただいているんです。それによって、教員の専門性の向上にもつながりますし、ひいてはお子さんへの直接処遇の面で専門家のア

ドバイスをいただくことによって、何らかの進歩というところがありますから、そういった子供や保護者に還元されるようなものについては、個人情報保護というような視点だけで何も出さないというのではなくて、一歩進んで、むしろ開いていこうと思っています。

ただ、それ以外の一般的な問い合わせに関しては、やはり学校として、子供の情報を守らなければならないという立場で対応しております。

【委員長】 1つは、インフォームドコンセントですよね。一応当該の保護者に目的を話されて、了解を得られれば開示するけれども、一般の問い合わせ等に関しては個人情報ということで、なかなか情報の開示というのは、今現状できないということですよ。

【委員】 そうですよ。学校のホームページに顔写真等を載せる場合でも、うちの子供は載せないでもらいたいという保護者の方も何人かいらっしゃいますので、そういうところも気を使う必要があります。

【委員長】 そうですね、ありがとうございます。小学校のほうでいかがでしょうか。

【委員】 きちっと情報を出したときに——情報といってもいろいろなレベルの情報がありますけれども、それを一般の保護者の方たちにお話ししたときに、きちっと受けとめられるかどうかという、今度受けとめる側の条件整備の問題があります。正直言って、この発達障害ということがそれほどまだ認知されていないだろうと思っています。

ですから、保護者に対して、本校でやってきたことは、まず1年目は困り感について共有してくださいと。子供たちはこういうところでこういう困っている場面があるんですよということをPTAを対象とした学習会の中で行いました。

2年目は、成人を迎えたころの発達障害の方に、今自分が小学校時代を振り返って、自分の親や友達に何を言いたいか、この辺を話してもらいました。そんなことを行いながらも、まだまだ十分ではない。それは、当該の保護者の中にも、お子さん自身の発達障害を認められない方もいるわけです。それから、認めていても、それをほかには話したくない、知られたくない、当然こういう苦しみを持っている方というのはたくさんいるわけです。受けとめ、そしてそのことをもっと積極的に発信して理解してもらいたいという親御さんもいる。だから、一様に言ってくれば解決するんですよという問題ではないんです。その辺が、すべて個々ケースが違うので、それをどういうふうにしていくかというのは、正直言って私たちも今苦勞しながら、1つ1つこのケースの場合は、お母さんに保護者会でお話ししてもらおうかというケースがあったり、あるときには、子供たちに理解してもらうために、どうしてもそういう子供たちは飛び出していたり、あるときは算数なんかや

らないで、好きなことをずっとやっているわけです。その子は許されるわけです。そうすると、不公平感が学級の中に漂い始めてしまうと、これはまた別の意味で問題になってくるので、当該の親御さんに道德のゲストティーチャーとしておいでいただいて、実はうちの子はこうです。でも、かけがえのない自分の子であるというようなことをお話ししてもらおうとか、そういうレベルで解決していこうとか、みんなそれぞれケースが違うので、一概に情報を発信してくれればいいとはなかなかならない。また、そういった事例研究もまだまだ未開拓だと思います。

だから、私たちの学校の立場から言えば、せっかく特別支援教育コーディネーター研修会があるので、そこで、こういったケースはこういうふうな形で処理をしていくといいですよという対応の事例みたいなものの、ちょっと一歩進めた研修をやっていただくと良いと思います。発達障害という目に見えない障害ですから、肢体不自由とか知的障害とは違うんですよ。同じ学級の仲間、そこにはあるときは利害関係もあるわけです。そういう中でうまくやっていかなきゃいけないという部分でお互いに理解をしていく、通常級の子供たちが同じ学級にいる発達障害を持った子供たちをいかに理解をしていけるかというような理解・啓発事業のモデルがまだまだ少ない。だから、そういったもののご提示をいただくと、いきなり皆さんに情報をはっきりということではなくて、その前段でのまだまだやるべきことが学校としてはあるのではないかなと思っています。

【委員長】 1つは、開示される側の保護者、子供側の中にも、ぜひ言ってください、共有してもらいたい、ぜひお話ししてくださいという親御さんもいれば、絶対お話をしないでほしい、知られたくないという親御さんも実際にいらっしゃる。やっぱりこの部分は尊重したいという学校側の姿勢があると思います。

今お話を聞いていて、聞く側も、先ほどのまさに情報を与えることで不安になる場合と安心になる場合があるという、同じことがやっぱり、もしかしたら一般の親御さんの中にも、情報を聞いて——今お二人は、情報を聞くことで少し自分も子供に対応ができたり、自分の中でも安心感を得たりということがある、そういう親御さん方もいらっしゃるんですが、情報を聞くことでそれをどう扱っていいかわからずに、むしろ不安になる親御さんもいる。それが今、受けとめられる側にもいろいろあるだろうから、そこでまずは啓発、いろいろな理解、困り感の共有ですとか知識を入れるとか、そういうことをしていかないと、もしかしたら一般の親御さんの中には、聞くことで不安になってしまう方もいるのではないかと思います。その辺の視点は今お話を聞いていて重要なところと感ぜられま

すので、知れば安心というだけではない親御さんもいるのかもしれないという視点があるような気がしました。

中学校はいかがでしょうか。

【委員】 十分かみ合っているかどうか自信がないんですけれども、どこの小学校も中学校も、おそらく4月の初めに各校の校長さんがつくられる学校経営方針、あるいは学校経営計画の中で、特別支援教育の推進あるいは充実について記載していない校長さんは多分いないと思います。かつ、どの学校も、それを全体保護者会あるいは学年保護者会の中で学校経営方針を説明する機会というのはまず持っていますので、そこは1つのチャンスだと思います。

現在、本校は固定学級もありますけれども、実際、障害のあるお子さんもいれば、通常級のお子さんもあるし、うちの子はひょっとしたら発達障害を持っているかもしれないと思っている保護者の方もいらっしゃいます。その中で、学校側として、特別支援教育とは何かと。例えば四中なら四中がどういう特別支援教育を進めていくということはきちんと話さなくてはいけないと思っています。でも、それは啓発の一部であって、保護者の方——これは私たちにもはね返ってくるが、教員自身もいわゆる障害あるいは特別支援に対する理解というのは非常に温度差があるかなと私は思っているんです。

やっぱり特別支援教育というと、通常学級にいるお子さんの中で特別の支援が必要だと思われていて、本校みたいに、実際に知的障害の学級があって、特別支援教育というのは今までも、知的であれ肢体不自由であれ、その充実なくして一挙に、通常級のお子さんの、軽度がどうかは別にして、発達障害にすぐに目が行きがちであります。私はそうではなくて、現に本校には知的障害学級に22名いて、その子供たちに対する理解というか、知的障害というのはどういうことなのかを積極的に保護者の方に、通常級の親御さん方にも説明していかなくてはいけないし、こういうことをやっているということをご説明したり、それをなくして、通常学級にいるお子さんの中でというふうに飛躍してしまうと、それは大事な視点を失ってしまうと私は感じています。

学校であれ、教育委員会であれ、啓発はすごく大事なことです、もう少しマクロな面で、障害に対する偏見や差別というのは非常に大きいと思います。その根っこに力を入れないと、学校あるいは市教委独自の啓発活動というのは、限界があるという言い方は少し不適切かもしれないけれども、社会全体として、障害あるいは軽度発達障害に対する理解が大前提というか、それなくして先ほどの知ること、自分の子供の発達障害、あるいは

自分だっていつかは障害を持つかもしれない。そういう自分に置きかえて、そういう深いところでの理解を社会全体としてやっていかないと、上っ面なところで終わってしまうと思います。

実は本校も先週の木曜日、少しお話を聞いて反省したのですが、東京グレースという女子の車いすバスケットチームから、2人来ていただきました。お一人は原因不明の病気で障害を負って、もう1人は交通事故で、いろいろ悩んだ結果、さわやかな汗を流したいというので、車いすバスケットチームをつくられました。日本には7チームしかないのです。男子は81チームもあります。だから、車いすバスケットも相当男女の参画にはこんなに差があるのですが、その方お二人に来ていただいて、車いすバスケットを10台持ってきてくれまして、2年生みんなで、前半は公園で、後半は一緒になって行いました。もう大変ですよ、驚くぐらい球さばきはうまいし、車いすの運転スピードが全然違います。私は今お聞きしていて、そういう会にほんとうは保護者の方も呼びかけて、そういう姿を見ていただくことをしなくてはいけないと、私の反省として感じました。

去年は視覚障害のご夫婦と、盲導犬と一緒に同じような体験をしたので、その際は保護者の方にお声かけして、たくさん集まることはできなかったので、これも一種の理解教育で、発達障害への理解教育と少し違うのかもしれませんが、もっと学校は努力しなくてはいけないと感じました。

【委員長】 学校の先生方と教育委員会の方に理解していただきたいのは、子供が生活している場で親は知っておきたい。それこそ一般論の、一般的な困り感とか発達障害とか特別支援教育というようなことももちろん知りたいお気持ちもありますが、親というのは、自分の子供がいるこのクラスについて何が起きているかを知っておきたいと思います。その思いがあるということは、現場の先生方は、まず知ってもらいたいと思います。そういう意味では、今、先生がおっしゃったように、今このクラスで起きていることを、親も顔を出してもいいようなことにはぜひ声をかけていくことも大事だと思います。

ただ、今、3先生のお話を聞いていて、個別のこのクラスに何があるかの情報を提供するだけでは、安心できない人も確かに確実にいるかもしれないという気がしてまいりました。そこで、今3先生がおっしゃったように、ある程度のマクロな目で——正直言って、情報を得られて、何かできると思っている、もしかしたら何かできなくてかえって不安になるかもしれません。

【委員】 だれがそうだとしたことまでは知りたいとは思わないですが、例えばクラス

の中で立ち歩いたりとか、そういう状況があつて、それに対してどういうふうに対応して、授業としてはこういうふうに進んでいますというようなことが的確にその場で情報としていただければ、だれがそれとか、そういうことまでは知る必要もないと思います。

【委員長】　そういう意味では、一般論として、特別支援教育で何とかというよりも、別に個人名とかではないですが、今クラスで何が起こっていて、それに対して学校側が何を対応しているかということをお親たちはすごく知りたい、それによって協力したい思いであるということです。現場の先生としては、つついっ広く研修会みたいにされて、それもすごく重要ですが、やはり自分の子供のクラスという空間の中で起こっていることを知りたいという親御さんの声を、今日はPTAの委員さんにすごく聞かせていただいたように思います。

もう1点出てきましたのは、特に健診の場で宣告されてしまう。専門家は事実を言う責任がありますから、知っていながら何も言わないというわけにも、うそをつくわけにもいれないので、宣告する責任があるわけですが、その辺でのフォローということで、先ほど委員もお話してくださいました。せつかくドクターがいて、医療のお医者さんたちが健診等で伝えなくてはいけない事実があると思いますが、その辺で何かご配慮されていたり、改善できるところ等、ありますでしょうか。

【委員】　それと関連してですが、1つは、親御さんに伝えたときに、きちっとした情報を伝えるということがありましたけれども、きちっとした情報を徹底的に知らせること、中途半端ではいけないということです。しかも、時々刻々変わっていくお子さんの状態について、どういうふうにしてそれをいつもきちんと相手に伝えるかということが問題です。

では、そのきちっとした情報をほんとうにだれかが持っているのかということになると、先生が持ちますか、そうではないですね、持っていない。では、もっと上に上がってしまって、医者が持っているのか。発達障害の概念自体がしょっちゅう変わって行って、あいまいなところがあります。だから、ほんとうに正確な情報というのは、あるようでないところがあります。

だから、一番大事なのは、正確な情報を伝えるとか何とかといっても、ほんとうに正確な情報が実はどこにもないということだと思います。今、発達障害についてきちんと述べられる人がいるんですかと言ったら、この時点で述べられても、また少し先になったらわからないとかという話になってしまうので、その人たちがさらに学校の先生を介して、直接だとしても、本人のフィルターのかかった状態で発達障害について教えていくというか、

情報を伝えていくという形になるわけです。しかも、親のほうは、また自分なりのフィルターを通してそれを聞いていることになりますから、実際には現場で難しいことが起こって、中途半端に情報が入ったり、誤った情報が入ったりなどが度々起こり得ると思います。

知的な障害についても、身体障害についても同様のことがあります。それは委員がおっしゃったように、背景にいろいろなスティグマがあるからで、非常に問題が難しいのは、概念として伝えればいい、たくさん与えましょうと言っても、与える情報そのものが間違っていたり、変わっていったりすることがあるから、それらをいつもフィードバックさせながら伝えていかないとうまくいかないと思います。

では、学校の先生は知っているんですかと。ノーですよ。では、いろいろなスクールカウンセラーが知っているんですか。ノー。医者が知っているか。ノーで、学会自体があやふやだったりというような、世界の趨勢に流されているということがあるから、ほんとうに何が正しくて、何を伝えるべきかということを議論した上でないと、何とかといってもなかなか話が始まらない。

1つヒントになったのは、ボトムアップ的に中でいろいろなことを試行錯誤しながらやっていくことが1つの方法ではあります。けれども、その上で、本来、発達障害というのは何だろうということについて、それを武蔵野市がきちんとした1つの考え方を定めておかないとうまくいかない。だから、それも度々フィードバックして変えていかなきゃいかんという非常に難しい問題があります。だから、発達障害に関わるのは非常に難しくなると思います。発達障害自体をやるのかやらないのかということが1つの話で、それよりはむしろ、今知的な障害とか身体障害の方についての治療、教育とか、ほかの親御さんに対する問題とかということがほんとうにうまくいってればよいのだけれども、それもある程度中途半端と言わないまでも、十分でないままでいきなり発達障害と言われたときに、問題が把握できないままそっちへ入り込んでしまうという危険があるのではないかと思います。一番難しいのは、中途半端なのは全く意味がないのですね。親御さんを不安にさせるだけです。さっきいろいろな話があったのは、間違っていたり、中途半端だったり、説明の仕方が悪かったり、そういうことがきつとあるからです。しかも、伝える側が、ほんとうは最初からちゃんとした情報を持っていないことが特に発達障害についてはあるのです。そこら辺を十分吟味した上で、どういう情報が間違いない情報で、しかもこのお子さんについてはどうで、それが学級という経営の中でどういうふうにとらえていくか非常に難しい視点があります。現場ではもっときつと、僕の言葉以上にいろいろな難しいことが

起こっていると思います。

だから、もしこれをやるとすれば、ほんとうに大変な話で、武蔵野市全体ということよりも、あるクラスに限定をして、そういうことをトライアル的にやってみて、試行錯誤して、これだったら何とかあるんじゃないかというようなことをやっていかないと、大きく広げちゃって、こうだという話にはなかなかかなりにくい話だし、もしトライアル的に始められて、それがきちっといけば、これはとてもすばらしい成果になって、いろいろなどころのモデルになると思います。

【委員長】 先生がおっしゃられたことで少し確認したいのですが、そうすると、医者としても、3歳児健診や就学前健診で発達障害かなと思っても、伝え方に関しては、かなり慎重に言葉を——通常のお医者さんは、先ほど、宣告されるような、むしろ、今私は、先生がおっしゃったのはほんとうにそのとおりでと思って、お聞きになって驚いたと思います。実は専門家だっちはっきりわかっていないのです。これがほんとうにそうですが、聞く側にとっては、専門家が語る言葉によって、ものすごく大きな重さを持つわけです。実はこちらが迷いながらよくわかっていないとは思っていないわけで。その辺ドクターが親御さんに伝えるときに何か、特に発達障害ということでは、特別に配慮したり注意されていることというのはございますか。

【委員】 大体、発達障害をほんとうに見切れるドクターというのはいないのではないかと思います。それはそういう意味で、ドクターに限らず、発達障害というのは度々概念が変わってしまいますから、どこまでが発達障害なのかということになるのです。その場その場でのある一定のレベルの発達障害ということについては伝えられると思いますが、それをこちらが未消化なまま、さらにまた変わるかもしれないことを親に伝えて、ご理解いただけないというところがあると思います。発達障害というのは何だろうという話から始まります。知的な障害とはどう違うのか。知的な障害と言われてもまだわからないです。だから、こういう話だから、そこら辺は幾ら言ってもなかなか難しいという点があるのです。

その場で十分に時間をかけて、こういうふうに言えばいいのではとなります。これは話していて必ず出てくる話で、当たり前のことですが、でもまだうまくいきません。その議論をずっと発達障害に限らず、インフォームドコンセントというのはずっとなされているが、うまくいかない。だから、うまくいかないけれども、何かモデルみたいなものをつくっていけば、多少なりともうまくいく方法を見つける糸口にはなるだろうと思っていない

と、これは絵にかいたもちになるというのが多いです。発達障害について、ほんとうに武蔵野市が勉強してやっていくんだと。それには医者とどうかかわったり、学校はどうか、親との連携はどうかという話になっていかないと意味がないと思います。

【委員長】ここで1つ共有しておきたいのは、専門家でもまだまだわからない未知の部分があるということです。やっぱり専門家でもまだまだわからない部分がある。診断というのは、そういう意味では仮説であって、判定、断定とは違う姿勢だということを今先生から教えられたような気がするんです。そういうことをきつともっと親たちもわかっていけば、伝えられたことに関して受け取り方が違うと思うんですが、ただ、先生、やはり親の立場からすると、情緒的なことじゃないにしても、専門家が伝える伝え方ということで衝撃を受け、それが不安になり、そしてそれ以降の支援を求める姿勢にも影響を与えることは確実だと感じます。

【委員】それは言うまでもないことで、その前提として発達障害をどうやっていくかということです。それは当たり前のことで、医者が相手にショックを与えないように十分な配慮をしながら、向こうの反応を見ながらやっていくということは最初からわかっていた話で、それを前提として、どうやって発達障害の概念自体を我々がうまくつかんで、それを浸透させていくのかという文脈でこの会は持たれるべきだと思います。

【委員長】この概念というのが、まだまだ我々専門家の間でもどういうふうに活用したらいいかわからない中で、そういう意味では、今先生がおっしゃったように、武蔵野市の中でどうとらえていくか、どういうふうに我々がこの実態を理解して、どういう形でその先につなげていくかということをし少し明確にしていけることも親御さんの不安を軽減させるところにつながると思います。今、学校の中で保護者がどういうふうに情報を得たいのか、それから情報を得ることの不安ということで、学校の先生から、それから先生からも医療の現場の中でのこともお聞きしたんですが、他の先生方からもご意見を聞かせていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】行政の立場でご意見をお伺いしたいんですけども、今日の一本目の柱というのは、保護者の方の理解啓発という柱なんですけれども、例えば教育委員会でも昨年度から、先ほど協議資料ですか、事務局の方に説明していただいた資料の中にも、保護者の方にリーフレットを教育委員会として発行して、市内の保護者の方にそれが届くようにということも試みまし、教育支援センターでセンターだよりという形で、やはりこれも保護者の方の啓発を図るねらいでお出ししました。それから、特別支援教育に係る講演会を今年

初めて武蔵野市としても行いましたし、それ以外にも、教育委員会の「きょういく武蔵野」という広報誌を使って、特別支援教育について、これは市民の方も含めて趣旨をご説明する手段をとったんです。ただ、ともすると、どうしても一方通行になりがちです。行政が行うということもありまして、こういう情報発信とか情報提供がやや一方通行的に終わってしまいます。ですから、ほんとうに保護者の方が、今日は直接お話をお伺いしたんですけども、ほんとうは双方で意見交流を行い、保護者の方の期待とかニーズに応えられるような働きかけをこちらももっとしなくてはいけないのですが、なかなかそれができない形で至っていると思います。

今日の協議資料の中にも、例えば改善・充実事業の中に、センターだよりやリーフレットをもっと定期的に発行して理解を深めるとか、講演会についてもさらに実施するというような施策が実際に書かれているのですけれども、正直、保護者の方から、昨年度教育委員会のほうからお送りしたリーフレットに目を通していただけたかどうかとか、あるいは内容について、ちょっと難しいのではないとか、保護者の方が求めている内容とは少し違うのではないとか、そういったところを率直にお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

【委員長】 実際リーフレットの発行があったり、いろいろなお便りがあったり、講演会が開催されていますけれども、その辺を保護者の立場から見てどうでしょうか。活用できますでしょうか。

【委員】 大変申しわけないんですけども、昨年、講演会があったとか、そういうことを私は存じ上げないでございました。リーフレットに関しましても、もしかしたらぱっと見たかもしれないんですけども、それを深く読み込むとか、そこまではちょっとしていませんでした。

結局、ふだんの子供の学校生活とか、あまり直接的にかかわってこないという事項に関しては、そういうリーフレットとか冊子とか手渡されても、なかなかそれを読み深めて理解するということまではいかないかなという気がいたします。

【委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 そういうリーフレットをいただいたかなとか、講演会のご案内というのはいつあったのかなとずっと考えていたんですけども、例えばリーフレットを配布されるときは、リーフレットだけを配布するんですか。何かお手紙がついているとかありますか。

【委員】 学級で担任の先生を通して、おうちの人に渡してねという形で配られるか、

もしかしたら保護者会で校長先生方からその中身についてご説明していただいた後、保護者の方に配っていただく。いろいろな配布の仕方はあると思うんですけども、ただ、残念ながら、こちらが直接保護者の方に対して、リーフレットの内容を説明するような形はもちろんとれていないです。ですから、こちらも、どういうふうにそれが読まれて、どんな思いでというのが普段わからないので、お聞きしたいと思いました。

【委員長】　でも、これは1つの現実ですよ。せっかくこれだけのことをなさっていても、どうも自分たちがすごく身近に、例えばクラスにそういう子がいるとかいうことになればちょっと違いますかね。改めて見ようという気持ちにはなるでしょうか。

【委員】　そうですね。そういう状況が起きて、クラスの保護者とかそういう場になったときに説明のために触れていただいてという形で、初めて関心を持って見る、目を向けるというか、そういう状況。現状はそんなような気がします。

【委員長】　何か例えば、こういう工夫があればというものがありますか。

【委員】　子供を通してただ渡されるというのですと、なかなか興味——興味がある人は読むかもしれないけれども、ぼんとどっかに行っちゃうことも多いかもしれないと思いました。やっぱり保護者会で、別に特定のだれが何とかというわけではなくて、こういう取り組みを市ではしているんですよとか、講演会もあります、相談もこういうところに行ってくださいというようなことを直接説明されるのとリーフレットでいただくのでは全然違うかなと思いました。

【委員】　では、同じリーフレットをお配りするにしても、保護者会で担任の先生なり、学校の先生から補足というか、少し学校の実態をそこに加味して説明していただくような形で配られれば、もう少し活用していただけますか。

【委員】　そうですね。学校の状況がなかなか保護者会で言いにくいということであれば、武蔵野市ではとか、今学校では一般的にこういう問題も起きていますということを知らせるという言葉を通して、聞くほうも通して、そういうことがあったときに参考に読んでもらえればというような何かがあると、またちょっと違うのではないかと思います。

【委員】　ありがとうございました。

【委員】　私はこの4月から行政に異動したのですが、それまではずっと現場にいて、前任校は情緒の通級学級が併設されている学校でした。実際に通常級にもいろいろな子どもがいる中でやってきたんですけども、今のお話を伺っていると、教育委員会としては基本的な普及啓発活動が1つの議題ですが、保護者が抱えている問題、学級が抱えている

問題というのは、すごく個別な具体的な問題なんです。だから、そういう具体的な問題とうまくつながれば普及啓発活動が生きてくるわけです。学級の中での事態についても理解ができるわけです。そういうことをだれがやるかという、担任がどれだけ理解しながら子供や保護者にかかわれるかということが、最大の大きなポイントになってくるわけです。だからといって、担任に期待し過ぎてはいけないんですけれども、そういう担任を育てていくことが、これから教育委員会としての役割の一つかと考えています。

もう一つ、また話は変わってしまいますが、先ほど話があったように、どうしてもお医者様から言われる宣告が保護者にとってはすごく受け入れがたいこともあって、上から言われるような感覚だということがありました。実際にはどういうふうに伝えられるのでしょうか。健診のときなども、あまり断定はされないと思います。子供とのやりとりの中で、例えば言葉の発達にちょっと課題があるとか、おくれがあるようですねとか、あるいは身体の動きの中に、ちょっとこの部分、苦手な部分があるようですねというような投げかけで、ちょっと入学まで細かく見ていきましょうというような言い方だと思いますが、お話を伺っているとそうじゃなくて、断定されるニュアンスがあるように私は感じたのですが、実際はどういうふうに、就学時健診などの健診の中で伝えているのでしょうか。

【委員】就学前健診なら就学前健診というような形で、自治体が主催して何かやっている健診というところにまず1つの絞っていけば、そこで例えば医者に対して、どういうふうに情報を上手に親に伝えてくださいというような形で話ができると思います。一緒くたにして健診、健診といっても、親が心配でちょっと連れて行ったときに、どここの国立のセンターで何とかという話まで話は広がらないですよ。

ほんとうに困るのは、健診の医者の言うことよりも、国立のどこかに行ってオーソリティーがいて、その医者に断定的に言われちゃったということのほうがよっぽどびっくりしてという話になるから、その情報の伝え方をコントロールするというのは、実際にはなかなか難しいと思うんです。健診のときにどうやっていくかということを――健診は自治体が依頼してやっているんですよ。だから、自治体として、少なくとも健診のときにはどういうふうなことに、例えば断定的に言うなとかいうような形でぜひやってもらいたいというようなこと、あるいは言うときはそこでは言わないで、健診の結果はまた別の機会に言うとかというような話をしていけばいいと思うんです。

だから、全体にどう伝えているかという話ではなくて、自治体としてやっている中で、そこで医者がある意味で囑託なら囑託として武蔵野市が委嘱してやった場合に、どうい

形でそこでやっていくかということだと思います。そこから先の話に実際には保護者がいろいろな形で振り回されちゃうということで、それに対しては、なかなか実際には難しくなると思うんです。

問題は、医者 of 言い方とそれを受けとめる側の問題があるから。受けとめる側が、もしかしたら障害の子供という不安の中で、どうやって短い外来の中で上手に医者と話すか。幾らやってもそれはうまくいかないです。個別にやってもなかなかうまくいかないという問題がある。だけれども、逆に言えば、そこでさっきから出ている医者 of 一言ということがあるとすれば、少なくとも就学 of 健診に関しては、医者に対してどういうふうに要請をしておいてというような形ではないかと思います。

ただ、議論として今やるべきは、そういった実際の具体的な伝え方ということを行っているのか、そうではなくて、発達障害をほんとうにやるのかやらないのかという、そっちの話をやらないと。ただ、発達障害を見切れる医者なんて実際にほとんどいないわけです。だから、発達障害をほんとうに前向きにやっていくのかどうかということをもまずやった上で、やるとすれば、そういったときの嘱託なら嘱託に迎えた医者に、どういうふうにといいようなことを言わなきゃならない。それはインフォームドコンセントを逆に医者もやらなきゃいかんということです。嘱託としてそこにいる医者をよほど選んで、例えばある発達障害児童とかみたいな学会に入って、専門医を持っていて、何とかという医者をちゃんと引っ張ってきてやるとかというふうにしないう限り、いつまでもこの議論は終わらないうと思うんです。

【委員長】 もう一つの大事な柱で、さまざまな機関との連携ということに関しても、深く掘り下げていきたいと思いますが、1つ目の、とにかく保護者が情報を得ることで、情報というのは活用できなきゃ意味がないわけですよね。不安で持ったものの、どうしたらいいかわからなければあまり意味がないということもあって。そういう意味では、先生がおっしゃるように、情報を与えるというのが出す側と受け取る側の両方ですから、何も提供する医者だけの問題ではない部分、もともと受け取る側の問題というものもあるのかもしれないけれども、少なくとも受け取る保護者が活用できないような、ただ不安だけを高めてしまうような情報の提供みたいなことは、もしかしたら武蔵野市で少し、どんな工夫ができるかを考えていかなきゃいけないところだと思います。

保育園というか、就学前でのところに関して、就学前の保護者たちも情報ということをもめぐっていろいろあると思いますが、教えていただけますか。

【委員】 先ほどからなかなか難しいなと思って聞いていましたが、就学前がさらに難しいと思っています。気になる子という言い方を保育園ではしていますけれども、障害児枠で入った子は、もともとそういう健診を受けて、障害児の判定委員会を受けて保育園に入所していますから、情報提供はいっぱいしていますし、問題ないと思います。そうではない気になる子の保護者についての情報提供というのは非常に慎重に行っています。

ここ数年、健康課の発達健診のほうと連携は徐々にとれてきてはいますが、それでもまだ保護者に対する情報提供というのはほとんどしていない状況です。保護者会ではなく、個別の面談やノートのやりとりの中で家庭での状況等を聞いていますけれども、まず、それを受けとめて保育を考えるという段階で、それ以上のところまでは、個別の状況で違いますが、あまりできていないのではないかと思います。

保健センターの健診とのやりとりもほんとうにここ数年の話で、それまではお互いに個人情報を出さないような時期もありました。公立保育園の場合は、そういう気になる子を受けるのが公立保育園の役目だと思っていますが、だから何も言わずに受けてねという逆の状況も見受けられたので、非常に難しい問題で、今も課題として残っています。

ただ、保育園のほうも、今ハビットと連携をとりながらやっていますし、専門の心理の先生にお願いして、保育士がどう対応したらいいかという勉強は非常に進んできております。保護者への対応はちょっとこれからかなという感じです。

【委員長】 小学校や中学校のように保護者が情報を共有したいとなったときに、保育園としては今どんなような状態ですか。

【委員】 一般論として保護者会等で説明はしますけれども、やはり個別のケースが頭に浮かぶという状況があるので、そのあたりは慎重にやっています。ですので、逆で言うと、こういうふうな一般的な保護者啓発が進んでいただくと、非常にやりやすいと思います。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 先ほどから健診のお話とかいろいろ出ていましたけれども、赤ちゃんの健診からハビットという療育事業を始めて、ハビットのスタッフは赤ちゃんの健診のところから自然に入っていますが、今は、お子さんは障害ですよとか、そういうようなことはもちろん言いませんし、保護者の受容をどうやって助けていくかというところで、そこからしっかり取り組んでいかないと、それこそ先ほど先生がおっしゃったように、就学時健診あるいは学校に行つてという、そこにうまく移行していきません。

それで実際、発達健診という名前を使っているんですが、それはかなり支援を必要としている赤ちゃんの健診から始まって、支援を必要としているお子さんの保護者の方にお声かけして、少し課題もあるようですから、一緒にもう少し見ていきましょうねというふうなやわらかい声かけでお誘いしながらつないでいっているんです。そのために赤ちゃんの健診から入っていますが、やはり受容ということはほんとうに大変なことで、今言われているような発達障害じゃなくて、身体のほんとうに全介助状態のお子さんの障害でも、やはり受け入れられない。もう一目でわかるような障害であっても、この子は赤ちゃんだから歩けないだけだということで、目に見えているものと心の中で受け入れるというのは違うので、受容というのはとても大変なことで、それが就学前健診まで適切な支援を受けないでいて、就学前健診で、一般的に言うと、ひっかかると親御さんはよく言いますけれども、そこで初めて指摘されるという方が結構いらっしゃるんですね。そこでもうガンときちやうというのがあって。

今、私どもは実は、若者の引きこもりのサポート事業をやっておりまして、そうすると、そういう方をずっとたどって聞いていると、かなり今で言われる発達障害だと疑われる方がいらっちゃって、小学校時代はどうだったかという、いつもいつもだめ出しをされて、ほんとうに大きくなってから、あなたはこういうような障害があると言われてほっとしたとか、そういう方もいらっしゃるんですね。ですから、やっぱりずっと継続した支援で、徐々に受容を助けていかないと、もうそこがポイントじゃないかなと。

それと、先生が先ほどおっしゃったように、武蔵野市は発達障害をやるのかどうかということなんですけれども、今は障害という、これまで過去に言われてきたような目に見えた障害という枠の中だけでは全く立ち行かない状況です。うちの子供は発達障害じゃないかというようなご相談もあるんですけれども、そこで私どもは、みんなで一応確認しているのは、特別支援教育という、昔は別の呼び方をしてまして、どちらかというマイナスのイメージがあるんですが、ちゃんと適切な支援をすれば、学校生活もちゃんと送っていけますということで、特別支援教育があるんだから安心しましょうというようなつなげ方をしたいと私たちは思っているんです。マイナスじゃないんだということで。それは何もマイナスじゃなくて、だれにでも得意、不得意があって、その不得意な部分を補充してもらえばちゃんとやっていけるんです、社会にもちゃんと出て行けますというような安心感のようなものを持っていただけるような支援ができるかどうかというのが私たちに問われているんじゃないかなと思うんです。そこをどういうふうにこれから、福祉とか子

育てとか教育と一緒につなげてやっていくかというところが、とにかくみんながそれを必要と今感じているところなので、一緒に取り組めるといいな。取り組みを始めている部分もございますが、もっともっと一緒に取り組んでいきたいと思っているところです。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 先ほどちょっとストレートに、健診を受けたフォローが課題だという言い方をしましたが、今、両課長から説明があったように、実は徐々にではありますが、連携をしながらフォローの体制は今築きつつあるんです。

今日配っていただいた資料の一番最後のところをご参照いただければと思いますが、この辺が今、委員のほうから話があったハビットの話ですとか、各種健診が表でまとめられておまして、例えば上から3つ目の1歳6カ月児健診を見ていただきますと、これは先ほどのご質問にもありましたが、心理相談員というのがそれぞれの健診の中に必ず入っております。1歳6カ月児健診の中で気になるお子さんがいた場合には、すぐ下で1歳6カ月児の経過観察グループというところにお入りいただいて、そこで遊び等々をやっているところをもうちょっと慎重に観察すると。1回の健診等で、すぐにあなたはこうですよという結論は決して出しておりません。

また、3歳児のところをごらんいただいても、その下に3歳児の経過観察グループというところに気になるお子さんは入っていただいて、ここら辺も慎重に見きわめているということは行っております。

ただ、あとは先生方からもお話があったように、何歳児健診でそういった状況を果たして正しく理解できるのかというのは、専門家の間でも、3歳じゃちょっとまだ早いのではないかというご意見をおっしゃられる方もいらっしゃいます。なので、何歳児健診がいいのかという部分はあるかと思しますので、そういう意味では、先生がおっしゃっていたように、何でもって発達障害というふうに決められるのかというのは非常に難しいと思っています。ですので、一言で言うと、確かにフォローの部分は課題なんですけど、市では少しずつですがこういった形で連携をとりながら行っております。

【委員長】 ありがとうございます。新規事業や改善・充実事業というところにたくさん研修会をするとか、リーフレットを作成、配布する等出ているんですけど、実際、親御さん、PTAのお話から私たちが教えられたのは、親としては、子供が生活する具体的などころにいるので、だから、情報があってもアクセスできないというところで、工夫が必要だということが見えてきたんですが、橋本先生、その辺で何かアイデアはありますでしょ

うか。

【副委員長】 今ずっとお聞きしまして、確かにこの特別支援教育の話になりますと、必ず診断の話がつきまとって出てきます。ところが、こちらもお役所ですけれども、文部科学省も厚労省もそうですが、特別支援教育に関して、LD、ADHD、高機能自閉症等とかということは必ずくっついてきます。したがって、あれは診断がついているお子さんが対象というようなイメージを持たれますが、役所自体も発達障害者支援法という議員立法ですけれども、それもすべて実は疑いのあるお子さんや人まで含めてという形ですので、非常にあいまいですよ。グレーゾーンでして。今のお話を聞いていて、診断についてのお話というのを先にしてしまうと、結局診断を受けないと何もスタートしないということになってしまいます。特別支援教育はもともと、今、保健関係の方々、課長さんたちからもお話があったとおり、気になるお子さんという言い方も非常にグレーゾーンの言い方で、どちらに転ぼうが、今困っていれば対応しますよという話でして、小中学校も実はそうです。

話を戻さなくてはいけないのが、本人と親が困っているかどうかという話でして、周りが困っているかどうかとか、周りがおまえ困っているだろうというラベリングをするということではないんだということでした、本人と保護者がどう困っていて、具体的には、私は今日のご提案の一部、先ほど事務局の方からありましたけれども、小さい時期からの子育て支援という観点から言えば、やはり子育てしづらい子供なんですという親御さんの訴えをどう受けとめていくかということ、それから学校でも、本人がやりたいけれどもうまくやれないとか、友達ともうまくやれないんだとか、落ち着いて座ってられないとか、暴れなくなっちゃうんだという言葉はどう受けとめて、それに対して対応するかということだと思います。そうだとすると、実は診断というのが最終的についていって、きちっとした対応ができることが一番ですけれども、やはり保護者の方においては、いろいろな受容の仕方とか理解の仕方がさまざま異なりますので、その道筋を考えれば、今困っていることに対応するという。そうすると、チェックリストというのがこちらに出ていますけれども、健診のときにお配りするのがいいのか、それとも保育所や幼稚園で全員の親御さんに対してお配りするのがいいのかというのは皆さんのご意見とか、いろいろな問題があるかと思います。それが診断につながるものであってはいけないと思っています。ただ、親御さんが見て、ああ、うちの子は確かにこれに合致していて、私もこれに関しては困っている、どうしたらいいか悩んでいるというものがあって、チェックができるようなものと

というのは、やはり今の現代の親御さんたちは、比較的そういうものを求めているんじゃないかと思うんです。

次に、フォローができていないという話で、事務局から先ほどご説明があったとおり、相談とか医療の武蔵野市のマップが必要なんだと思うんです。一覧表になっていて、リーフレットでも構いませんけれども、チェックリストがあって、夜泣きをする、親の言うことを聞いてくれないと、それだけでもいいと思います。それがすごく激しくて、幼稚園の先生、保育園の先生に言っても、そうだねという話になって、どこに相談に行けばいいかというところの場所と電話番号と時間が書いてあって、地図があって、それもくつついていけば、おそらく親御さんは行ってみようかな、どうしようかなという話になっていくと思います。

これは実は、学校でよく教育相談日というのが設定されていて、どうぞというのがありますが、結構時間制限があって、働いている親御さんにとっては、なかなか行けない。

それで、先ほどのリーフレット、武蔵野市は教育委員会でいっぱいつくっていただいて、発行されていますけれども、保護者の方からのコメントがあったとおり、学校から渡されるプリントは、我が子もそうですけれども、いっぱいありますから、働いている親は、関係ない、関係ないとやっていくだけで、とにかく名前を書いて出さなくちゃいけないものだけを先に持ってくるわけです。そうすると、先ほどお話がありましたけれども、我が子にという立場で親が書き得る、またはつけるようなリーフレットというかチェックリストみたいなものがあって、それを教育相談日というのがなかなか利用者ですけれども、スクールカウンセラーの先生方に合わせなくちゃいけませんから。それから、個別面談というのは今、夏休みも学校がやってくださっていますけれども、そこら辺をどううまく親が気軽に、または相談できるような、学校でもそうですし、学校以外の場でもそうですし、宣伝していくのがどうかと思いました。

確かに、指導してもらえとか、何か課題を抱えていて、親御さんが行ったら、そこで定期的に指導できるという機関が教育支援センターはありますけれども、そこにつなげていけるかどうかというところ、そこに行くまでもまたいろいろあります。ですから、その前の段階で、我が子の悩みはここだ、こういうことが悩みだとまず理解してもらって、気づいてもらって、次に相談に行くというところまでを目指すようなチェックリストとか、今事務局で出ていましたけれども、そういう相談機関の一覧表というかマップみたいなものがあって、それがあるといいなというのが1つ感想であります。

また、個人情報の問題がありますが、早くからそういうことは結構、幼児期から気づかれていますお子さんが多いです。幼稚園、保育所の先生方は100%に近いぐらい、小学校に上がると困ると感じられています。でも、なかなか親御さんと話がつけずに、そのまま学校へ上がってしまいます。だから、ぜひ就学支援シートのような形で、幼児期と小学校とをつなぐような——全員のお子さんの就学支援シートをつくられると前回の会議で出ていましたけれども、その中に何らかの特別支援絡みの工夫が入ってけると、一歩前進になると思いました。

【委員長】 ありがとうございます。

今、いろいろな先生方のお話を聞いていて、この情報を得ることで、この例を知ると、その後どうなって、どういうことになるかと。この情報をどう活用していただけるか、先が見えるような情報の提供の仕方というのかしら、そういう部分はかなり重要なのかなと思ったのと、たくさんの先生がおっしゃってくださったように、情報を提供した後のフォローみたいな、その後どんなふうになるかというようなフォローのマップとおっしゃいましたけれども、いろいろなネットワークの機関等に関して、必ずしも心理の先生だけでなくもいいわけですね。他の機関でもいいんだろと思いますが、それをフォローするような情報というような部分もすごく大事だと思いました。

それとやはり我が子からというところからすると、チェックリストをつけた形で、何か自分の子というようなところでチェックをしていく中で、いろいろな知識を同時に入れていくみたいな、そんな工夫もあるのかなと思います。

さて、この協議内容の今後の対応の具体策というところで、案として出されているものがございますので、その辺をごらんになりながら、それから今、それぞれの方からいただいた意見を見ながら、ぜひご意見をちょうだいしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 何を伝えるかということと、その手段をどうするか。選んだからにはどのくらい正確に伝えるかということと、それに対する親のフィードバックをどのように得るかということじゃないかと思うんです。何を伝えるのかががまず問題だと思います。

橋本先生がおっしゃったのは非常に意味があって、今どういうことで困っている人がいたら、どういうふうにそれを少し親が見ていけばいいんですかというような形を、正確に親が見れるような方法を何とかうまく見つけられないかということだったんです。ちょっと診断云々ということは、今はおそらく医学の分野というのは無理だということになって、

何とか障害と名づけ始めたのは、行動とか認知のゆがみとかという特徴だけを見出しておいて、一応そういうふうになんか名前をつけておきましょうということなんです。それは橋本先生の話も通じることです。

そういうものが概念として1つあるとすれば、それを使ったほうがいいんですか、親御さんがそれで心配していませんかというようなことを上手に親御さんから、むしろこちらの情報というよりも、親御さんの情報を引っ張り出すというような意味での何らかの方法といったものを考えていくべきではないかと思います。

【委員長】 何をというところで今、先生からご意見をいただきましたけれども、いかがでしょうか。あるいは何をというのと、手段ですね、どのようなやり方で。もちろん何をというところに正確さが必要なわけですが、それとフォローというようなことでいただきましたけれども、いかがでしょうか。

【委員】 橋本先生は、いろいろな自治体でやった具体的な例はお持ちではないですか。

【副委員長】 事務局から出ています。先生もご存じだと思いますけれども、5歳児健診なんかは厚労省から補助金が出て、結構、小児神経学会で熱心にやられています。ただ、5歳児健診、先ほどおっしゃっていましたが、発見して診断をつけたり、また、診断をつけないにしても、何らかの課題、問題がありますよといったときに、その後で、学校まで行く期間が短いものですから、何も手つかずで、そのまま学校へどうぞ行って、学校にはこういう子が行きますよという通知だけが行ってということで、やっぱりそれも問題だろうというあたりができています。発見しただけであとは何もしないというのは、親御さんにとっては不安を募らせるだけです。具体的には障害についてどうこうというよりも、今実際に、親とか幼稚園、保育園、小学校の場で困っているというか、やっちゃって問題だというようなことに対してどう対応すればいいかということにとりあえずは成果を上げていくといいますか、相談支援をしていくと。効果が上がっていくと、その中で次に医療機関につながるというふうになっていくのではないかなと思いますので、まずは相談支援体制みたいなことを充実させるといいんじゃないかなと1つ思っております。

それから、理解啓発のほうで先ほど出ていましたけれども、特別支援教育は、固定級とか特別支援学校の障害児と診断されているお子さんたちも、当然そういう対象ではありますので、指導事例集というのがちらっと出ていましたけれども、そういう事例集の中に、障害があっても固定級のお子さんにこういうふうに指導すると、こういう成果が上がっているという、いわゆるポジティブな面でのきちっとした成果みたいなのを、そして先ほど先

生が、成人になった発達障害の人に講演をしていただいているなんて各地でいろいろやられていますけれども、決して障害と診断されているからといって社会生活ができないかという、そうではなくて、立派に働いている方々が大勢いらっしゃいますので、そういうことをどんどん載せていくような事例集、または啓発資料といえますか、リーフレットというのが障害理解につながるのではと思います。

どうも自閉症というと、対人関係が悪いとか、コミュニケーションができないとか、そういうのを習いますから、もうこれですっとお先真っ暗で、社会でうまくやっていけないんというイメージを与えがちですが、そうではなくて、社会でしっかりやれますよというようなことを全面に出す必要があると思います。ですから、今、早くからやるべきことをやっておくといいですよというような啓発といえますか、そういうことにつなげていけると良いと思います。

【委員】 きっと発達障害とか全部ということじゃなくて、中の何かを1つ取り上げて、年に1つぐらいその障害についてやっていくと5年やれば障害を幾つか発達障害の中でもやっていけることになります。発達障害といってもいろいろな発達障害があるわけですから、なかなか難しいと思います。その中でどれか、例えばADHDをまず取り上げて、それで小さい入り口からやっていくというような形でやっていけば、ある程度の成果は上げられると思います。

先生がおっしゃったように、まず支援する側のネットワークがどうかということで、そうじゃなくてもネットワークはあるんですね。それをどう動かすかというか、そういう話だと思います。でも、やっとな最近、この一、二年というか数年というか、ちょっと動き始めています。名前だけじゃなくて、横のつながりができているのかなという印象はやや離れて見ていると持っています。さらにそのネットワークの動きをだれが見て、コントロールして、親との連携にどうやってつなげていくかというようなことになると思います。

【委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 本校は自閉症のお子さんが6割程度いるんですけれども、その中の保護者の方が、去年、よその交流している小学校に頼まれて講演をしたんです。それは、その小学校の保護者と児童向けにうちの子供はこうなんですと。耳が聞こえるとああで、教室から出て行きたくなっちゃうんですと。そういうふうなお話をすることによって、相手校の保護者からは、非常によくわかったというようなお褒めの言葉をいただきました。その学校にいる障害を持っているかもしれないような当事者のお母さんがうちの子を理解してく

ださいと一生懸命頑張るよりは、外から理解した人に来てもらってお話ししてもらおうと、我が意を得たりというようなどころがあるのではと思います。それをすべての学校でくまなくやるというのは非常に大変なことでしょうから、幾つかポイントを絞っていくとか、学年を絞って、小学校3年生になったらそういう会を1回経験するとか、そういうようなことをすると、語ってくれる保護者のほうも選ばなければなりませんけれども、保護者の方も自分の子育ての経験で自閉症かどうかというのをあいまいとしているような時期から、非常に厳格に育てて失敗した体験があるわけですね。子供に苦い思いをさせてしまったと。もっと上手に対応していれば、視覚支援を使ったりして、子供に寄り添った指導ができたのという、その反省を踏まえてのことですから、非常に聞いているほうにも入っていきやすかったん経験がありましたので、ご参考になればと思って紹介させていただきました。

【委員長】 保護者の立場からの講演というのは、保護者に入りやすいというところもあるかもしれないですね。

今、親が困っているという困り感というようなものを伝える工夫ですとか、年に1つぐらいずつすべてを漠然と網羅するんじゃなくて、今年はADHD、リーフレットにおいても講演会においても、さまざまな研修会においても1つの障害について理解をさまざまな角度から深めるとか、そういう形での工夫が具体的にあるんじゃないかと。

【委員】 そうするのは、親よりも我々が勉強になるんですね。我々は概念が大体固まっているんですよ。これがADHDと言っているんだな、では、LDとどう重なっているのか。でも、コインの裏表だからとかというような形で、我々が大体頭が固まらないと、ほかに何も言えないというところがある。だから、それをやるには、少しずつ勉強しながらやっていくというような形じゃないと、すぐに発達障害だという話にはならないだろうと思います。

【委員長】 それは、保護者と我々と一緒に勉強する場でもいいわけですか。

【委員】 もちろんいきなり一緒というわけにはいきませんから、我々でまず何か用意して、それを保護者に示す中で、もうちょっとこういう聞き方もあるんじゃないかというようなことを我々が勉強していくということになるんだと思います。

(3) 関係専門機関との連携について

【委員長】 次に関係専門機関との連携について、医療、あるいは保健、福祉、教育の中での連携というのと、縦の軸の中で、幼稚園、保育園、小学校、中学校というところでの時

間軸の中での連携ということがございます。この辺に関して、事務局のほうから簡単に説明してもらいます。

〔事務局説明〕

【委員長】 今ご説明いただいたあたりで、保育園について、お願いします。

【委員】 このとおりですね。ちょっと今データを持っていないんですが、六、七割は私立幼稚園から小学校に行きますので、そこの連携は今、全くない状況です。

認可保育園からの情報は来年度より行くような形で保育指針の改定がありましたので、私立幼稚園が一番弱いところだと思います。

【委員長】 私立幼稚園でも認可であれば、情報が行きませんか。

【委員】 幼稚園は今ありません。だから、ほんとうは幼稚園のほうが教育との関係があるので、うまく連携してくれればいいなと思いますが、保育園のほうが先行してそういうことになっています。

【副委員長】 質問で、巡回相談も私立は入っていないですか。

【事務局】 幼稚園は入っていないです。保育園はあります。

【委員】 私立幼稚園の件ですが、実は金曜日の夕方に私立幼稚園の園長会がございまして、そこに行って、この療育の事業のハビットのご説明をして、去年は保育園を回りましたが、幼稚園から卒業されるお子さんのほうが多いわけですから、ぜひ一緒にやっていきたいというお声かけをしたんです。何か課題がある、心配があるというふうなお子さんがいらっしゃれば、こちらに声をかけていただければ巡回もしますし、一緒に相談を受けたいというお話をしましたら、今日、朝一番にもう2カ所の幼稚園から連絡があったという報告を受けておまして、やはり私立幼稚園の園長先生たちも、今から幼稚園、そして就学時健診、学校というところでも、この子は間違いなくいろいろ心配なことがこれからどんどん出てくるだろうというお子さんがどこの園にもいらっしゃるといったんです。皆さんすごく課題を抱えていらして、そういうことの必要性は感じていらっしゃると思うんです。そんな状況がございましたので、これから連携していくという体制は、わりと私立もつながっていくなというふうには感じたところです。

【委員長】 先ほどの2つ目の正確な情報を医療との連携というところで、先ほどもちょっと説明していただきましたけれども、その辺でいかがでしょうか。

【委員】 橋本先生がおっしゃった中に重要なコメントが幾つかあって、医者の方の診断とか何とかということに縛られ過ぎないというのがとても大事なことで、今どういう問題が

あるのかということをもまず浮き彫りにしていくことだと思うんです。だから、いきなり保護者と医者との場面ということをおあまり想定しないで、しかもそういう場面が保護者の方に非常に印象的に残ってしまうものだから、どうしてもそれが強調されるわけですが、医療が少なくとも発達障害の中でできる範囲というのは非常に限られたものだと思うんです。むしろ教育の枠の中でどこまで十分やっていけるのかということをやって、それに対して、補助的に医療ということがどのくらいお手伝いできるのかということなんだろうと思うんです。

だから、そのときに、今の発達障害の考え方についてどうかというようなことを、むしろこういうスタッフ間で協議をしたいとかということで、ひとつ一緒に勉強していけるといふ点があるだろうし、何らかの医者としてのコメントが保護者が必要だということがあったときに、ネットワークのいずれの機関の中で、教育の枠の中で医者を使って、父兄に対してそれを十分に説明して、保護者に対して説明していくというような形が本来の形なんだろうと思うんです。だから、まず教育ありきというようなことだと思います。

ただ、実際には、そう言いながらも発達障害と思っていたらそうじゃなかったとか、あるいは合併して例えば発作が出たかというときには、もちろんまた全然別の次元での対応になるので、それはそういう話を、まさに医療というか、狭い意味での医療をどうするかということになると思います。だから、教育の枠の中で、どのくらい医者の位置づけをしていくかということをお考えればいいと思います。

【委員長】　そうですね。教育の現場で医者をどう使うかというか、その辺は現場のほうではどんな感じが教えていただけますか。

【委員】　もう一つ、医者がなかなかそこに入り込んでいっていないでしょう。だから、専門医がなかなか入っていないという問題があって、行くとかえってひっかき回すところがあるから、どういう医者をどう使うかというような具体的な話にしないといけないんじゃないかと思うんです。おそらく先生なんかお困りになっていることは幾つもある。矛盾する話になったりとか、どういう医者をどういうふうに使っていくかというような話にならないとうまくいかないのかもしれない。

【委員】　今までは特にきちっと位置づけられたものはありませんから、お医者さんが私たち学校との関係で登場してくるケースというのは個々ばらばらです。

まず、学校側と見解が相違する保護者の場合、保護者は決して1人のお医者さんだけじゃなくて、そこに至るまでいろいろなお医者さんの窓口をたたいてきて、一番親のニーズ

に合う、ほんとうに客観的にどうのこうのということよりも——客観的にということも先生のお話だとなかなか難しいようではすけれども、保護者の気持ちに一番ぴったりする医者を選んでくるわけです。そうすると、その結論が学校の感じている見立てとは距離感がある場合ももちろんある。そういうケースがこちらの極端な例としてあるとすると、こちらの極端な例には、逆に言うと、この親御さんはなかなかわかってもらえない。ここでお医者さんの学校にとって——あまりいい言い方じゃないけれども、都合のいい結論、診断名を出してくるお医者さんがいると助かるなみたいな、大局にはこういう部分があります。ですから、その辺が整理されていないので、どうお答えしていいかなと非常に迷っていました。

それともう一つは、精度の問題。精度の問題というのは、先ほど保育園のほうで就学支援シートについても、精度というのは一体どうなんだろうと思います。どうしてそんなことを考えたかという、ちょっといろいろ課題のあるお子さんが入学するということで、私たちもそれなりに情報を集めてくるわけではすけれども、学校もそうですが、学校全体の意思統一した考え方と、担任との温度差みたいなものがあったりして、必ずしも出てくる情報が1つではない。やっぱりそこで取捨選択して人間というのは都合のいい情報をとってきますから、こっちから聞く情報とこちらから聞く情報が実は違うという部分の精度の問題も、きっとお医者さんの部分でも、先ほど言ったように、お医者さんでもいろいろなお考えがあるので、この辺は何てお答えしていいか、即答はできないというのが気持ちです。

【委員】 お医者さんをどう使うかというのは非常に失礼な言い方かなと思うんですけども、事特別支援教育にかかわった、そういう検査なり、お医者さんが見立てた保護者の方には、ぜひ学校の先生にもよく相談してくださいというふうにつなぐというか、学校へそういうアドバイスをしていただけると、学校としては大変ありがたいです。見立てた先生方が、保護者の方に学校にもよく話して、相談したほうがいいですよというアドバイスをいただければありがたいと思います。

もう一つは、法的に学校保健委員会というのが位置づけられていますよね。そこが特別支援教育とどうかかわるのかという、ふと今お話を聞きながら考えたんですけれども、学校に校医さんが入っていますね。そこで特別支援教育にかかわって一定の役割を期待していいものかどうか、その辺はちょっと私、わからない部分であります。

【委員長】 学校側からというよりも、今おっしゃられたように、医療の側から学校と

一緒にちゃんとお話ししてやっていきたいと思いますなことがあることで、学校側が随分救われるというか安心するような部分というのはおありなんですね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 その辺の今後の具体策として、リソースマップ、たまたま学校側もよく知っていらっしゃる先生だったということですのでけれども、そんなことを今新規に打ち立てていこうというところがあるようですが、ほかにいかがでしょうか。

1つ目の乳児健診なんかにおいて、必ずしもすべて発見ができるわけではないというところで、その辺で何かございますでしょうか。

【委員】 やっぱり難しいのは、乳児健診というのは、医者の方が出かけて行って、ある場所を提供されてやるという形でほとんどいっていますよね。要するに、ごく短い間で、限られた時間の中でということですから、まず、難しい病気であれば、入院した上で数週間を要して、そこでやっと診断から治療への道筋がつくということですから、そこで何か見つけろということ自体、非常に難しい課題を課しているということになるんです。まして、そういうところに出ていくのは多くは小児科医ですから、小児科医が発達障害のことを知っているかということ、ほとんどの場合、ノーなんですね。だから、そういう場面に何らかの積極的なかわりを医者に要求していくのは、現実的には無理だろうと思います。リソースマップを書いても、それはただ、いますよということで、リソースになっていないんですね。そこに医者がいるということだけになりますから。それはどうしてもほんとうの診断とか、治療の何とかということ、きちっとした施設のほうに受診をして、そこで検査なりいろいろな形の面接を繰り返してというような形に持ってくるというのが1つの形だと思う。

ただ、それと別に、これは教育ですから、それはそれでということじゃないかと。そういう障害はもちろんあるんだけど、今は何を持っているんですかということについて、教育の中で1つ1つ対応していけばいいんだというふうに思うんです。だから、今何をしたいのですかというようなことをずっとそのときに、医者の参考意見というような形で聞けるような医者を用意しておくということが一番現実的だと思います。

いろいろな健診で何とかと、このときにまず言い過ぎないようにということを、武蔵野市でやるときは医者にぜひお願いしたほうがいいです。それから、どういう医者を頼むかということ、これも今までのいろいろなつながりに縛られず、例えば発達障害に限るんだったら、発達障害に精通した者を1人用意しておく。予算との関係があるでしょうけれど

も、ということはあると思うんです。ただ、そこでやっていくのは、教育はあくまでも力強く進めるんだということが大事なことで、進める中で、一般に診断は診断で、また別のそういったオーソリティーにやっていただくと。こういう診断が出ました、しかもこういう教育をやっていましたというときに、果たして医療の側からは、こういう治療をやっていきますけれども、それを教育する側はどう考えたらいいのか、あるいは保護者にどれをそういうふうに説明したらいいのかというようなことをコンサルトできる医者を1人持っているということで大体いいんじゃないかと思うんです。それ以上のことをやろうと思っても、まず医者が見つからない、それから健診といっても、ほんとうの専門医が来るわけではないということになる。

親のほうは親のほうで、自由にまたいろいろな医者にかかっているとやっているわけですから、こちらでコントロールはなかなか難しいですね。だから、そのときに、ちょっとコンサルトできる医者を用意しておくというような形が一番現実的なんだろうと思います。場合によっては、コンサルタントだけではなくて、十分な親に対する意見を聴取したりとか、あるいは親が困っているときに、多少なり方向づけをその親にしてさしあげるとかというようなことをしてあげる、医者を通じてしてさしあげるといったような形でやっていくと、最後はみんなケース・バイ・ケースになってしまいますから、というようなことになるだろう。

大筋としては、そういったコンサルテーションができる人を、何らかの形で、どこかのネットワークの中にかかわらせておく。それをいつも必要だったら、フロントに出て行って親と相談ができるという形にしておけば良いかと思います。私も、支援センターでやっているといっても、そんなことをやっています。だけれども、みんなさっき、リソースはあっても時間がないと。リソースというのは時間も入るんでしょうけれども、ということだから、それを果たして今みたいな形だけでいいかどうかということにはなると思います。

【委員長】 今先生がおっしゃったような部分を実現させていく可能性はありますか。

【委員】 でも、医療については小さい小委員会とかつくっておいて、こうですよという話をすればいい。もっとこの会は教育をどうするかという話で、医者の話だと、診断がついた親がすぐそれを話に出すものだから、そういうのは医療との連携ということだけれども、医療というのはこの中でごく狭い範囲で、むしろ骨太に策定はどうするんだという話でいいんじゃないかと思うんです。だから、医療のことは、むしろ行政との間に1人、2人入った小委員会をつくって、そこで何か提言していくということでもいいんじゃない

かと思えます。

【委員長】 医療のことは、確かに3つのうちの1つなんですけれども、そのほかの部分に関してどうでしょう。

【委員】 1つ、適性就学というのは私はすごく大事なことで考えているんですけれども、資料も通級判定にはお医者さんが毎回入って適切なアドバイスをいただいているんですが、いわゆる就学支援委員会、毎回どうかという季節的なこともありますけれども、ほんとうに就学支援の厳しい時期には必ずドクターに入っていて、ドクターの意見、特別支援学校に進学が望ましいのか、あるいは中学校の場合だと特別支援学級、四中が望ましいのか、あるいは通常級。通常級に在籍しながら、例えば情緒障害学級に通級する必要があるんじゃないかとか、あるいは校内の、今年からモデル事業として始まる特別支援教室での支援が必要であるとか、そういったドクターが必ず就学支援委員会にも出ていただくなり、集団行動観察の中にも、既にドクターが入っているかどうか別なんですけれども、入っていればもう問題ないんですが、集団行動観察の中でお医者さんの目から適切な見立てなりアドバイスをいただくということは、これはお金の問題も、お医者さんのお忙しさもあると思うんですけれども、その辺は私はとても大事なことかなと思えますが、武蔵野市ではいかがでしょうか。

【事務局】 今のご質問なんですけれども、就学支援委員会というのがありまして、それはドクターが入っております。従来、ドクターが入っているんですけれども、なかなか忙しくて、通常の委員会に出席されないケースがあったんですが、個人の判定のときにはドクターがいらしていただくようにしております。

それから、先ほどの通級判定小委員会には古賀先生においでいただいていますし、医療とのかかわりの中で、何を医療側に期待するのか、教育のほうでダイナミックに動く中で、どういうふうな形で医療に逆にかかわってもらいたいのかというところが少し議論されればいいのかと思っています。

前回の委員会の中で、先生のほうから、医療にもっとずっと入ってほしいというような発言があったわけなんですけれども、逆に教育として進める中で、医療にどうかかわってもらいたいのかという期待のところがもう少し話ができればいいのかと思っています。

それから、実際に学校現場で医療機関に入っていて、特に発達障害なり障害の関係で入っていただいている事例が幾つかもう既にあるんですね。もちろん就学支援委員会とか通級判定委員会に医療の方のご意見をいただくということはやっていますし、あと、学

校現場の中でどうしても医療の力をかりたいというのは、1つは服薬の関係とか、そういった教育現場の中で、教育の中でやれる手当てというものと、医療的な手当てを少し入っていただきたいというところがあると思うんです。そこら辺を少し話をさせていただく中で、それぞれの役割というのが出てくるのかなと思います。

それから、この委員会はもっと教育の中身をというお話もありますので、次回以降、そのところも少しお話しいただければいいのかなと思ってはいます。

【委員】 前半の部分に関しては、事務局と私との間で小さな小委員会をつくって、そういう話をして、次回、ここに提言するという形でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、お願いします。

【委員長】 よろしくお願いします。

(4) その他

次回は、7月28日（月曜日）18時30分から開催します。